

# 学習院大学大学院法務研究科法務専攻

## 目 次

I	認証評価結果	2-(12)-3
II	章ごとの評価	2-(12)-4
	第 1 章 教育目的	2-(12)-4
	第 2 章 教育内容	2-(12)-5
	第 3 章 教育方法	2-(12)-8
	第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(12)-10
	第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(12)-15
	第 6 章 入学者選抜等	2-(12)-16
	第 7 章 学生の支援体制	2-(12)-18
	第 8 章 教員組織	2-(12)-20
	第 9 章 管理運営等	2-(12)-23
	第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(12)-25
<参 考>		2-(12)-27
i	現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(12)-29
ii	目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(12)-30
iii	自己評価書等	2-(12)-31



## I 認証評価結果

学習院大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が20年以上の実務経験を有している。
- 教育上主要な科目については、原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間を確保する制度が実現している。

## II 章ごとの評価

### 第1章 教育目的

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積を通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育の理念・目的は、「社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことに教育上の力点を置き、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成すること」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで多様な形で生起する法律問題を処理することのできるオールラウンドな力をもった実務法曹」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、基礎学力の涵養に努めることを主眼に置き、3年間で基礎的・基本的な内容から応用的・発展的な内容へとバランス良く履修できる科目の配置、双方向的又は多方向的授業の実施、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

#### 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

#### 3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念・目的を効果的に実現するために、法律基本科目において、1年次に基本的な知識の修得、2年次以降に高度な知識の修得、理解力の深化を目的とし、法律実務基礎科目を2・3年次に配置し、実務に必要な知識や技能の修得、段階的な理論と実務の架橋の深化を目的としている。また、基礎法学・隣接科目において、現代社会の様々な法律問題や法制度の基本を考察する授業科目を、展開・先端科目において、それぞれの専門とする法曹に要求される高度の専門的知識の修得を目的とした授業科目を配置することにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、具体的教育内容が展開・先端科目の教育内容と部分的に重複している授業科目があるものの、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、具体的教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複している授業科目があるものの、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判及びローヤリングに係る授業科目が開設されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、

法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容となっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、具体的教育内容が法律実務基礎科目の教育内容と部分的に重複している授業科目があるものの、授業科目「法理学」、「比較法1」、「アメリカ法1」等が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、具体的教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複している授業科目があるものの、企業法分野で活躍する法曹の養成との関連では授業科目「経済法1」、「知的財産法1」、「国際経済法」等、一般民事法分野で活躍する法曹の養成との関連では授業科目「借地借家法」、「消費者法」、「信託法」等、公法紛争や刑事法分野で活躍する法曹の養成との関連では授業科目「租税法2」、「刑事法演習1」等がそれぞれ開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないように、必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、必修科目及び選択科目からなり、その必修総単位数は、公法系科目12単位、民事系科目30単位、刑事系科目12単位の合計54単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務」(2単位)が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務」(2単位)が必修科目として開設されている。法情報調査及び法文書作成は、必修科目である授業科目「起案等指導1」、「起案等指導2」、「起案等指導3」、「起案等指導4」、「起案等指導5」及び「起案等指導6」の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」が開設され、ローヤリングは、授業科目「民事手続法演習」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち16単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 法律基本科目に配置されている授業科目「現代商取引法」について、教育内容が展開・先端科目の内容と部分的に重複しているため、法律基本科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 法律実務基礎科目に配置されている授業科目「起案等指導1」、「起案等指導2」、「起案等指導3」及び「起案等指導4」について、教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、法律実務基礎科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 基礎法学・隣接科目に配置されている授業科目「法情報調査」について、教育内容が法律実務基礎科目の教育内容に偏っているため、当該教育内容にふさわしい科目区分に改めるか、または、基礎法学・隣接科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図るとともに、授業科目名を教育内容にふさわしい名称に改める必要がある。
- 展開・先端科目に配置されている授業科目「ビジネスプランニング1」について、教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

## 3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第3章 教育方法

### 1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模におおむね維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、80人を超えていないものの、一部授業科目において50人を超えた学生数となっている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な判例を使用し、双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義形式とソクラテス・メソッドを併用した双方向的な授業が実施され、2年次以降の授業科目において、あらかじめ指定された判例や事例問題等を題材に、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の科目の授業においても、密度の高い教育が行われている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が履修要覧・シラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置として、「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じた事前の資料配付、休祝日関係なく利用できる自習室の整備



などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては35単位、2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 法律基本科目における授業科目の受講生数について、専門職大学院設置基準において50人が標準とされていることにかんがみ、適切な規模に維持する必要がある。

## 3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、一部の授業科目において、単位認定の可否の基準が成績評価の基準と一致しないものがあるものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは掲示または「TKC法科大学院教育研究支援システム」上に掲載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、一部の授業科目において、考慮要素の合計点が適切でないもの、また、平常点が全員一律満点となっているものがあるものの、期末試験、小テスト、レポート、平常点等としており、これらは履修要覧・シラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生に対する成績調査制度の整備、教員間での成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、成績分布データ、採点基準などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る再試験について、一の授業科目において期末試験と一部類似の出題があるものの、おおむね厳正な成績評価が行われている。なお、追試験については、一の授業科目で期末試験と一部同一又は類似の出題があるものの、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようおおむね配慮されている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、「既修得単位認定願」の提出に基づき、提出されたシラバス等をもとに、運営委員会及び教授会の審議を

経て単位認定することとされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは履修要覧・シラバスに記載されているほか、新入生ガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、100単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計37単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位と合わせて37単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなす

こととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 12 単位、法律実務基礎科目 12 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 16 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本学法学部の学期末試験問題を調査した上で試験問題を作成するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられている。

法学既修者認定試験は、公法（憲法・行政法）、民事法（民法・商法・民事訴訟法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30 単位を修得したものとみなしている。この 30 単位については、1年次の必修科目である 30 単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 一の授業科目の成績評価において、当該授業科目の単位を認定する合否の基準が、当該法科大学院で定められた成績評価の基準とは異なるものとなっているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、考慮要素の合計点が当該法科大学院で定められた基準の満点である 100 点を超えているため、考慮要素の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価における考慮要素について、平常点が全員満点となっているものが複数あり、また、教員の裁量に任されているため、平常点の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 一の授業科目における再試験において、期末試験と類似の設問が一部出題されているため、再試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 一の授業科目における追試験において、期末試験と同一又は類似の設問が一部出題されているため、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

### 3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「自己点検評価委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生に対する授業評価アンケートの実施、教員相互の授業参観、教員懇談会における教育方針、教育方法等に関する検討などが行われている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、教員相互の授業参観における研究者教員の授業見学、他機関等の実施するシンポジウム等への参加などを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、研究者教員が弁護士登録し、実務に従事する機会の活用、教員相互の授業参観における実務家教員の授業見学、司法研修所における法科大学院教員研修への参加などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

### 3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。



## 第6章 入学者選抜等

### 1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「運営委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育の理念・目的に照らして、「国民のための司法を担う質の高い法曹となりうる者を選抜することである。実際の選抜においては、志望の動機が堅固であるか、責任感が強いのか、円満な人格かなどといった人物評価の面も、法曹資質にかかわる学力とともに重視することとしている。」として設定し、入試説明会及び入学試験要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育の理念・目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び入学試験要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、法学未修者、法学既修者を対象に、それぞれ第1次審査、第2次審査を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点、過去の入試状況（合格者数、出身大学、法律科目試験問題、小論文試験問題、成績結果等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次審査において適性試験の成績、自己評価書、志望理由書、成績証明書等による書類審査を行い、第2次審査において、法学未修者については小論文試験、法学既修者については法律科目試験を行い、それぞれに面接試験を課すことにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。



6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、今までの社会活動等の経験を自己評価した「自己評価書・志望理由書」のほか、各種公的資格及び語学能力に関する証明書、学業・研究上の業績、推薦状などの提出、面接試験を課すことによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約42%、平成17年度は約35%、平成18年度は約35%、平成19年度は約37%、平成20年度は約37%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員195人に対し、平成20年度の在籍者数は125人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

## 3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育の理念・目的に照らして、入学から修了までの間、授業科目「起案等指導」の各クラスの担当教員により、個別学習相談が行われ、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前に合格者を対象としたガイダンス、新入生及び在在生を対象とした履修ガイダンスが行われ、それぞれにおいて、各教員による担当授業科目の予習や授業内容についての説明が行われるとともに、入学後においても新入生ガイダンスが行われ、教育課程、履修の方法、成績評価等の説明が行われるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、1年次配当の授業科目「起案等指導1」及び「起案等指導2」において、予習の仕方、文献の調べ方等についての指導が行われるなど、履修指導において特段の配慮がなされている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じた理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、2年次に授業科目「起案等指導3」及び「起案等指導4」を配置し、理論と実務それぞれに求められるバランスに配慮する指導が行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、授業終了後やメールのみならず、あらかじめ教員と連絡を取った上で、研究室において学習相談や助言が行われている。なお、各教員との連絡方法は、各授業及び履修ガイダンスにおいてアナウンスされているほか、掲示により事前周知が図られている。

また、学生からの要望をメールで受け付け、学生の意見を汲み上げるなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、本法科大学院修了生の弁護士チューターが配置されており、学習支援体制が整備されている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金及び提携金融機関による教育ローン等に関する情報の提供がなされるとともに、経済的支援を目的とする全

在学生を対象とした大学独自の奨学金制度並びに学術奨励を目的とする入学試験（法学既修者限定）及び前年度の学内試験の成績優秀者を対象とした法科大学院独自の授業料の免除制度が整備されている。

修学や学生生活については、保健センターにおいて健康相談、救急処置、メンタルヘルスが、学生相談所において常勤のカウンセラーによるカウンセリングが行われているほか、法科大学院の専任教員が相談員として学生相談を行っている。また、各種ハラスメントに関しては、全学的な「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、セクシュアル・ハラスメントに限らず、各種ハラスメントの相談を行うなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、入学試験要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、エレベーター等を設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対しては、対象となる学生が入学した際には、修学上必要な支援、措置を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、教員による個別面談の実施、修了生に対する法律専門職への就職支援、「ジュリナビ」への参加など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【特記すべき事項】

- 学術奨励を目的とする入学試験（法学既修者限定）及び前年度の学内試験の成績優秀者を対象とした本法科大学院独自の授業料の免除制度が整備されている。

## 3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第8章 教員組織

### 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、1 授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない兼任教員がいるものの、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用に関して、「法科大学院運営委員会」において候補者の選定を行い、「法学部法学科科会」での意見聴取を経て、法務研究科長の発議に基づき、教授会に設置した審査委員会による候補者の審査を経て、教授会において審議・決定する方法がとられており、昇任に関しては、審査委員会の議を経て、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、法務研究科長の発議に基づき、教授会において審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員13人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、40歳代から60歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、みなし専任教員を配置することなく、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員20年以上の実務経験を有する者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目及び選択科目のうち法律基本科目4授業科目、法律実務基礎科目1授業科目、基礎法学・隣接科目1授業科目、展開・先端科目9授業科目であり、そのうち必修科目の授業は、約9割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が2人いるものの、他の専任教員は20単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、自己の研究を促進し、教育の充実を図るため、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、学生への対応や各種会議の準備などを行う法務研究科長室秘書、研究者教員の研究・教育活動のサポートを行う副手が配置されているほか、法学部・経済学部図書センターに司書が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が大学ウェブサイトの「教員紹介」を通じて学内外に開示されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が20年以上の実務経験を有している。
- 教育上主要な科目については、原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間を確保する制度が実現している。

### 【改善を要する点】

- 担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった1授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

### 【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する教員については、みなし専任教員を配置することなく、すべてが専任教員とされている。

## 3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。



## 第9章 管理運営等

### 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会が置かれている。当該教授会は、専任教員及び兼任教員により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、教材の作成、学生への対応等に関する事務を行う法務研究科長秘書及び法学部共同研究室副手が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、予算配分について、必要に応じて大学内でヒアリングが行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己評価書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、項目として「本法科大学院の理念・目的」、「教育内容及び方法」、「成績評価及び修了認定」、「入学者選抜」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営」、「施設、設備及び図書館」、「社会への対応」が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、法務研究科長が具体的な改善策を「法科大学院運営委員会」に諮り、教授会の議を経て、具体的な改善措置を講じる体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による外部評価委員会が組織され、検証を行うよう努めている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況については、入試説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、入学試験要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、教務部教務課及び入試課、学生部と連携して、法務研究科長室により収集され、法務研究科長室に保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

## 3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。



## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室、演習室並びに大学図書館及び法学部・経済学部図書センターについては本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室、演習室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる非常勤講師控室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室のほか、演習室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、本法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく午前7時から午後11時まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であることなど、自習室と法科大学院用図書室、大学図書館及び法学部・経済学部図書センターとの有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、教室にはパソコン、プロジェクタ、OHC、DVDデッキ、ビデオデッキが配備されている。また、自習室にはパソコンが配備され、有線LANが整備されている。

さらにソフトウェアの面では、自習室等から「TKC法科大学院教育研究支援システム」、「LLI主要法律雑誌・判例検索システム」等をオンラインで利用できる環境が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必

要な規模及び内容の図書館として、法科大学院自習室用図書室、大学図書館及び法学部・経済学部図書センターが整備されている。

大学図書館及び法学部・経済学部図書センターは、本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

法学部・経済学部図書センターには、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

法科大学院自習室用図書室、大学図書館及び法学部・経済学部図書センターには、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が備えられている。

法学部・経済学部図書センターに所蔵する図書及び資料については、教員の研究用図書及び学生の学習用図書の選書は専任教員を中心に行われ、高額な図書、学術雑誌バックナンバーやマイクロ資料などは教授会の決裁を経て計画的に購入するなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、情報検索用パソコン、プリンタ及び複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 法学部・経済学部図書センターに司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されている。

## 3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
学習院大学大学院法務研究科（法科大学院）

(2) 所在地  
東京都豊島区目白1丁目5番1号

(3) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）  
学生数：125名  
教員数：14名（うち実務家教員6名）

### 2 特徴

#### (1) 沿革と理念

学習院大学は、開学以来、スクール・オブ・ガバメントの理念を掲げ、発展してきた。1964年には政経学部から独立した法学部を設け、1972年には、大学院法学研究科を発足させた。この法教育体制のもとで、多くの優秀な人材を法曹界に送り出し、彼らは、裁判官・検事・弁護士の三分野において立派な活躍をしている。

#### (2) 開設

学習院大学は、平成16年4月1日に、学生定員65名（未修者15名、既修者50名）の法科大学院を開設した。これは、上記の沿革と理念とを基盤に司法制度改革の理念に正面から取り組み、本来の法曹教育を追求しようとするものである。そのことは、次にあげる主要な特徴に現われている。

#### (3) 主要な特徴

(ア) オーソドックスな法曹養成教育 裁判官・検察官・弁護士のすべての法曹分野に人材を送り出す目的で、全法分野にまんべんなく力点を置いた教育を行っている。カリキュラム内容はもとより各科目の教育実践をとおして、従来の法学部では行われていなかった法実務訓練の要素を導入するとともに、実務のあり方をふまえた高度な理論的法学教育を行っている。

(イ) 優秀な教授陣 そのようなオーソドックスな法曹養成教育を実践するためには、しっかりとした教授陣を構成する必要があるが、幸いにして発足以来それを実現することができた。実務家教員6名を含む14名の専任教員は、いずれもその専門法分野で優れた研究、教育、法実務上の経歴を有しており、さらに、法学部法学科所

属の教員は、優れた研究業績をもとに、法科大学院の教育にも参画している。

(ウ) 徹底した少人数教育 上記二つの特徴は、徹底した少人数教育によって維持されており、これをも特徴としてあげることができる。前述のように、学生定員を小規模のものとしたことは、授業クラスの人数を30人から40人、多くても60人ほどに編成でき、対話方式の教育の実施を容易とさせている。さらに、教授一人に対して法学既修者の場合7人程度、法学未修者の場合5人程度というクラス編成をする「起案等指導」の授業は、学生の個別の資質に応じた法実務教育を実現させている。

#### (4) その他の特徴

以上のほか、学習院大学法科大学院（以下「法科大学院」という）が勉学にふさわしい環境にめぐまれていることもあげることができる。

まず、大学キャンパスは、交通至便な地にあり、豊かな樹木のなかに落ち着いた雰囲気をもっている。このことは、法科大学院学生の誰もが賛美するよき学習環境である。

次に、教師と学生間に親密な人間関係がみられることは、学習院大学のよき伝統であると広く認められてきたが、法科大学院においてもこれが継承され、他大学から入学した法科大学院学生が異口同音に評価する人的雰囲気である。

さらに、施設面についても、たえず学生の要望に応え、満足感を与えているし、近く、一層充実した施設が完成することとなっている。

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成することを基本目的としている。これは、すでによく指摘されているように、日本の法曹人口が欧米先進諸国に比して過少であること、特に地方における法律サービスが不十分であることに対応するためである。そのためには、社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成し、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることが必要である。また、今日、法律問題も市民生活の場から国際ビジネスの現場に至るまで多様な形で生起する。こうした状況は、法科大学院発足以来 5 年を経る今日でも、対応すべき対象であることに変わりがない。それ故、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識をバランスよく身に付けた法曹の養成が必要とされている。この見地から、本法科大学院では、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことに教育上の力点を置き、以下のような法曹養成教育をしている。

### (1) ビジネス・ロイヤーの養成

今日急速に需要が高まっている企業法務の領域で活躍できるビジネス・ロイヤーないしコーポレート・ロイヤーの養成を重要な目標としている。そのために、本法科大学院のカリキュラムの中に、ビジネス・プランニングや金融法、企業法といった、いわばビジネス・ローの諸科目が配置され、企業法務の経験豊かな弁護士の実務家教員を中心に教育体制が整えられている。

### (2) ビジネス・ロー領域以外も重視

上記のことは、他の領域を軽視する趣旨ではない。たとえば、現代国家において公法上の紛争は増大しつつあり、憲法訴訟や行政訴訟を専門とする法曹の需要も高まっている。そこで、かかる公法分野に強い法曹を養成することにも力を注いでいる。また、刑事法分野の重要性は、いうまでもないことであり、検察官や刑事裁判官、刑事事件を専門とする弁護士を目指す者のために、刑事分野の経験豊かな裁判官・検察官出身の実務家教員を配置して、実務刑事法教育に万全の態勢をしいている。

### (3) 法律サービスに恵まれない地域に献身する法曹の養成

法科大学院の設置は、単に実務法曹を養成するためでなく、憲法の「法の支配」の理念を実質化していくための抜本的な改革であることに思いを致せば、国民のための司法の担い手になるという意欲をもった法曹をこそ育てるべきであると考えられる。その意味で、ビジネス・ローの最前線でなくとも、法律サービスに恵まれない地域の人々のために、縁の下の力持ち的役割を進んで引き受ける法曹がいてよい。本法科大学院は、そのような高い志をもった法曹をできるだけ多く輩出していくことを目指している。

これらの具体的教育目的は、前述した本法科大学院の第一の特徴であるオーソドックスな法曹養成教育ということの反映であり、これについて、オールラウンドな法曹養成を行っているとの性格付けをしてきたところである。

### iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/jiko\\_gakushuin\\_h200903.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/jiko_gakushuin_h200903.pdf)